

国住政第149号
国住生第1246号
国住指第4574号
令和2年4月1日

日本建築士会連合会会長 殿
日本建築士事務所協会連合会会長 殿
日本建築家協会会長 殿

国土交通省住宅局住宅企画官

住宅生産課長



建築指導課長



「住宅の増改築等の工事を行った場合の所得税額の特別控除制度に係る租税特別措置法施行規則第18条の21第15項、第18条の23の2第1項及び第19条の11の3第1項から第6項までの規定に基づき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類並びに既存住宅の耐震改修を行った場合の所得税額の特別控除制度に係る同規則第19条の11の2第1項の規定に基づき同条第2項各号に掲げる者の国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類に係る証明について」の一部改正について

令和元年国土交通省告示第264号、令和元年国土交通省告示第265号、令和元年国土交通省告示第267号及び令和元年経済産業省・国土交通省告示第2号による既存住宅の改修に係る標準的な費用の額の改正及び令和元年国土交通省告示第783号による地域区分の改正を踏まえ、「住宅の増改築等の工事を行った場合の所得税額の特別控除制度に係る租税特別措置法施行規則第18条の21第15項、第18条の23の2第1項及び第19条の11の3第1項から第6項までの規定に基づき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類並びに既存住宅の耐震改修を行った場合の所得税額の特別控除制度に係る同規則第19条の11の2第1項の規定に基づき同条第2項各号に掲げる者の国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類に係る証明について」に記載されている標準的な費用の額及び地域区分等を改正することにいたしました。

つきましては、当該通知を別添新旧のとおり改正することにいたしましたので、貴職におかれましては、別添新旧の内容について十分ご留意していただきますとともに、貴団体会員に対し

ても本通知を周知していただくようお願いいたします。

なお、本通知の内容については関係省庁とも協議済でありますので、念のため申し添えます。

（以下に省略）

（以下に省略）

（以下に省略）

（以下に省略）



（以下に省略）

（以下に省略）